

# 那 霸 市 公 報

第 1 3 9 4 号  
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 規 則

- 那 霸 市 ぶ ん か テ ン プ ス 館 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 ( 商 工 振 興 課 ) …… 498  
那 霸 市 建 築 基 準 法 の 施 行 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( 建 築 指 導 課 ) …… 499

### 公 告

- 那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 真 嘉 比 古 島 第 二 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 選 挙 の 候 補 者  
に つ い て ( 真 嘉 比 古 島 区 画 整 理 事 務 所 ) …… 499  
那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 真 嘉 比 古 島 第 二 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 選 挙 が 無 投 票  
に な っ た こ と に つ い て ( 真 嘉 比 古 島 区 画 整 理 事 務 所 ) …… 500

### 病 院 管 理 規 程

- 那 霸 市 立 病 院 使 用 料 及 び 手 数 料 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 …… 501

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 選 挙 人 名 簿 登 録 の 抹 消 に つ い て …… 502  
在 外 選 挙 人 名 簿 登 録 者 の 抹 消 に つ い て …… 502  
選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て …… 503  
在 外 選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て …… 504

**規 則**

**那覇市規則第35号**

平成16年 8 月16日

那覇市ぶんかテンプス館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ぶんかテンプス館条例の施行期日を定める規則

那覇市ぶんかテンプス館条例（平成16年那覇市条例第5号）の施行期日は、平成16年10月1日とする。

---

**那覇市規則第36号**

平成16年 8 月16日

那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市建築基準法の施行に関する規則（昭和54年那覇市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

---

公 告

---

---

那覇市公告第32号  
平成16年8月3日  
掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙の候補者について

平成16年8月15日に予定の那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙について土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により、届け出のあった候補者は、つぎのとおりであり、同令第24条第5項の規定により公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

新 垣 進	那覇市字真嘉比2番地
高江洲 春江	那覇市古島1丁目5番地の4
護得久 朝俊	那覇市字真嘉比141番地

大 浦 將	那霸市字真嘉比 231 番地の 3
島 袋 盛 昌	那霸市字真嘉比 23 番地
比 嘉 憲 次 郎	那霸市字真嘉比 1 番地スプリングコート 501
岸 本 惠 順	那霸市字真嘉比 131 番地
新 垣 景 布	那霸市おもろまち 4 丁目 15-17
新 垣 秀 夫	那霸市字真嘉比 6 番地
東 盛 清 八	那霸市字真嘉比 353 番地
岸 本 功	那霸市古島 2 丁目 7 番地の 16

2 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の当選人

森 眞 之	那霸市字真嘉比 127 番地の 1
元 良 三	那霸市字真嘉比 91 番地の 11

那霸市公告第 3 3 号  
平成 1 6 年 8 月 3 日  
掲 示 済

那霸広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙が無投票になったことについて

平成 1 6 年 8 月 1 5 日に執行予定の那霸広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有者が選挙する委員及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 26 条の規定により、投票を行わない旨を公告します。

那霸市長 翁 長 雄 志

---

---

**病院管理規程**

---

---

那霸市病院管理規程第 17 号  
平成 1 6 年 7 月 3 0 日  
公 布 済

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者  
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成15年那覇市病院管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 健康診断料の項中

「 を

一般健康診断 3,000円
乳児1ヶ月検診 3,000円
その他乳幼児検診 1,500円
妊婦検診 2,000円
ただし、検査項目等を増減する場合は、 条例第2条第2項に規定する点数表等により 算定した額を勘案して管理者が定める 額とする。

「 に改める。

1 一般健康診断、乳幼児検診又は妊婦 検診は、次に定める額とする。ただし、 検査項目等を増減する場合は、条例第 2条第2項に規定する点数表等により 算定した額を勘案して管理者が定める 額とする。 (1) 一般健康診断 3,000円 (2) 乳児1ヶ月検診 3,000円 (3) その他乳幼児検診 1,500円 (4) 妊婦検診 2,000円
2 その他の健康診断で個人、団体等と 診療の契約を締結する場合は、当該契 約に基づき定める額とする。

付 則

この規程は、平成16年8月2日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 48 号  
平成 16 年 8 月 2 日  
掲 示 済

### 選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大 城 勝 夫

- 1 登録抹消者 伊集 盛健 他 1,797 名
- 2 登録抹消者リスト 別 添
- 3 登録抹消条件 平成16年3月1日から同年3月31日までに転出した者  
及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 1,798 名(内訳 男 965 名 女 833 名)

---

那覇市選挙管理委員会告示第 49 号  
平成 16 年 8 月 2 日  
掲 示 済

### 在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会  
委員長 大 城 勝 夫

氏 名	抹消年月日	抹 消 の 理 由
戸 羽 尚 子	平成16年8月2日	国内に住民票が作成された日 後4ヶ月を経過
居原田 晃	平成16年8月2日	国内に住民票が作成された日 後4ヶ月を経過
居原田 千津香	平成16年8月2日	国内に住民票が作成された日 後4ヶ月を経過
渡嘉敷 真紀子	平成16年8月2日	国内に住民票が作成された日 後4ヶ月を経過
宮 城 究	平成16年8月2日	国内に住民票が作成された日 後4ヶ月を経過

那覇市選挙管理委員会告示第50号  
平成16年8月16日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により、平成16年9月3日(金)から同年9月7日(火)まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階  
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 51 号  
平成 1 6 年 8 月 1 6 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により平成16年9月3日から平成16年9月7日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 大 城 勝 夫

縦 覧 の 場 所

那 覇 市 銘 苅 2 丁 目 3 番 1 号 新 都 心 銘 苅 庁 舎 2 階  
那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局